

若者起業家育成事業企画・運営業務について、企画提案書の提出を求めるので、次のとおり公示する。

令和6年 5月13日

福井県知事 杉本 達治

1. 企画提案書の提出を求める事項

- (1) 企画提案書の提出を求める業務（以下「公示業務」という。）の名称
若者起業家育成事業企画・運営業務
- (2) 公示業務の内容
「若者起業家育成事業企画・運営業務 仕様書」のとおり
- (3) 契約期間
契約締結日から令和7年3月31日まで
- (4) 提案金額の上限
提案金額の上限は、5,862,000円（消費税および地方消費税込）とする。

2. 企画提案書を提出する者に必要な資格

企画提案書を提出することができる者は、一の個人もしくは法人または共同企業体であつて、本業務の実施に必要な能力を有し、以下の資格要件をすべて満たしている者であること

- (1) 個人または法人
 - ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者でないこと
 - イ 参加資格認定の日において、会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく更生手続開始の申立て、および民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること
 - ウ 国税または主たる事業所の所在地での地方税（都道府県税）を滞納している者でないこと
 - エ 過去5年間において公示業務と同種または類似の業務を履行した実績を有すること
 - オ 次の（ア）から（オ）までのいずれにも該当しない者であること
 - （ア） 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者
 - （イ） 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）である者
 - （ウ） 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者
 - （エ） 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を

供用するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者

(オ) 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(2) 共同企業体

ア (1) のアからウまでおよびオに掲げる要件の全てを満たす個人または法人により自主的に結成されたものであり、共同企業体を構成する者（以下「構成員」という。）で次に掲げる事項を定めた協定書を締結していること。

(ア) 共同企業体の目的

(イ) 共同企業体の名称

(ウ) 構成員の名称および所在地

(エ) 代表構成員の名称および権限

(オ) 構成員の出資割合

(カ) 各構成員の責任

(キ) 利益金および欠損金の配当ならびに負担の割合

(ク) 取引金融機関の名称

(ケ) 業務期間中における構成員の脱退に関する措置

(コ) 業務期間中における構成員の破産、会社更生、民事再生手続または解散に対する措置

(サ) 共同企業体解散後の契約不適合責任

なお、本件契約締結後に、共同企業体の協定書の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ本県と協議すること。

イ 共同企業体の代表構成員が (1) エに掲げる要件を満たすこと。

ウ 共同企業体の出資比率が最大の者が代表者であること。ただし、出資比率が最大の者が複数ある場合は、いずれかの者が代表者となること。

エ 全ての構成員が、本件提案に参加する他の共同企業体の構成員となっていないこと。

3. 募集要領等の交付

募集要領等については、次のとおり交付する。

①交付期間	令和6年5月13日(月)～令和6年6月3日(月)まで 土・日を除く9時から17時の間
②交付場所	〒910-8580 福井県福井市大手3丁目17-1 福井県産業労働部経営改革課創業・ベンチャー支援グループ なお、同課ホームページからもダウンロードすることができる。
③交付資料	1 募集要領 2 申請様式 3 委託契約書(案) 4 仕様書

4. スケジュール

- | | |
|--------------------|--------------------|
| (1) 企画提案参加申込書の提出期限 | 令和6年6月 3日(月) 17時まで |
| (2) 質問票の提出期限 | 令和6年6月 3日(月) 17時まで |
| (3) 企画提案書等の提出期限 | 令和6年6月21日(金) 17時まで |
| (4) 審査会 | 令和6年6月28日(金) 実施予定 |

5. 審査の方法

(1) 選定方法

提出された提案書の内容について、参加申込者によるオンラインプレゼンテーションを実施し、提出書類およびプレゼンテーションの内容を基に若者起業家育成事業企画・運營業務選定委員会(以下「選定委員会」という。)において審査を行い、最優秀事業者を選定する。

(2) 実施日時

令和6年6月28日(金)に実施予定(時間は別途通知する。)

(3) 実施方法

Web会議システムを利用したWebプレゼンテーションにて実施
(Web会議システムについては県が指定するものを使用すること)

(4) 選定結果の通知

審査結果については、採否に関わらず企画提案書を提出した者に書面で通知する。
なお、審査結果の異議申し立ては、一切受け付けない。

6. その他

- (1) 提出された企画提案書は返却しない。また、必要に応じて複写を行う場合がある。
- (2) 企画提案に係る一切の費用については、応募者の負担とする。
- (3) 提出期限後における応募書類の再提出、差替えは認めない。
- (4) 企画提案書を提出した者の名称、審査結果概要等の情報公開を行う場合があること。また、福井県民等からの情報公開の請求に応じて、企画提案書等の情報公開を行う場合があることを承知の上で、応募すること

7. 問い合わせ先・提出先

〒910-8580 福井市大手3丁目17-1

福井県産業労働部経営改革課創業・ベンチャー支援グループ 担当：渡邊

電話 0776-20-0378 FAX 0776-20-0371

Email keieikaikaku@pref.fukui.lg.jp